

◇稚内市の宿泊税の考え方

1. 観光の現状と課題

- ◆観光入込客数は50万人前後、宿泊客延数35万人前後で推移しているが、最盛期と比較すると減少傾向にある。
- ◇観光関連産業の主力である宿泊施設や飲食店においては、人口減少やコロナ禍の影響により、事業所数や従事者数が減少しており、各施設の稼働率が低下し、宿泊施設では予約が困難となっているほか、飲食店では入店を制限する店舗が存在している。
- ◆人口減少が進行する中、市としての市民税などの税収が減少すると想定される。
- ◇基幹産業である観光として、これまでも観光振興策を講じているが、持続可能な観光地づくりのためには、現状を踏まえた課題の解決のほか、**新たな観光振興策が必要**となっている。

2. 観光振興の方向性

- ◆「日本のてっぺん」としての地理的優位性を最大限に活かし、観光地として国内外の観光客から選ばれ続けることが重要である。
- ◇課題の解決のほか、①観光資源の磨き上げと魅力向上、②受入環境の整備促進、③持続可能な観光振興の3本を柱に、**中長期な視点をもって新たな観光振興を図る必要がある。**
- ※下記「表」における施策内容の案は現時点で想定される事業内容であり、刻々と変化する観光ニーズに適応した観光振興策を講じていく必要がある。

観光振興策の項目		
<p>①観光資源の磨き上げと魅力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の基盤整備 ・日本のてっぺん稚内の食の魅力発信 ・滞在時間を延ばす観光地づくり  <p>宗谷岬周辺魅力創出基本構想の実現</p>	<p>②受入環境の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設等の観光客受入環境整備 ・交通基盤の整備促進 ・おもてなし力の向上  <p>自動運転バスの運行</p>	<p>③持続可能な観光振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光DXの推進 ・閑散期対策 ・将来を見据えたオーバーツーリズム対策、その他  <p>通年観光実現に向けた閑散期対策</p>

写真はイメージ

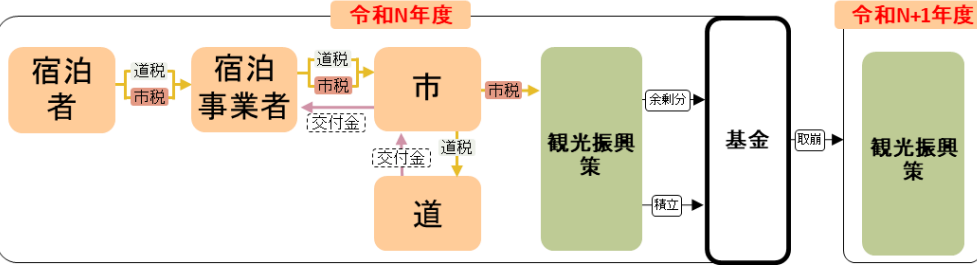
3. 税の概要

- ◆本市の宿泊税は、観光振興の方向性や全道の先行自治体などを踏まえて、宿泊者の負担が大きくない範囲、かつ分かりやすい税額設定を考へ、1人1泊に対して一律定額制200円としている。
- なお、北海道宿泊税も同時に課税されることから、道と市を合わせて徴収することとなる。
- ◇**35万人（令和6年度の宿泊客延数）×200円=70,000千円**の税収を見込んでいる。
- ◆宿泊税導入に伴い、宿泊事業者の負担が生じることから、先行自治体を参考とした適切な支援を検討している。（例：納期内納入意欲向上に向けた交付金：納税額×3.5%）

項目	内容			
税目名	宿泊税(法定外目的税)			
課税対象	宿泊施設(旅館・ホテル、簡易宿所(下宿は除く)、民泊施設)に対する宿泊者			
税率	1人1泊につき200円(一律定額制)			
	宿泊料金	税率		
		北海道	稚内市	合計
	2万円未満	100円	200円	300円
2万円以上5万円未満	200円	400円		
5万円以上	500円		700円	
徴収方法	特別徴収			
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者			
徴税開始	令和9年3月			
課税免除等	①修学旅行や学校行事に参加する者(引率者も含む) ②認定こども園、保育所等の当該施設が主催する行事に参加する者(引率者も含む)			
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行う ※施行当初は、北海道宿泊税条例の検討時期に合わせた期間とする。			

4. 宿泊税の流れ

- ◆宿泊事業者は、本市と北海道の宿泊税をまとめて本市へ申告納入することとなる。
- ◇宿泊税の余剰分などは基金へ積み立て、計画的な観光振興策を講じる。



5. スケジュール※予定

